

川西市入札参加資格者指名停止基準

(指名停止)

- 第1条 市長は、川西市（以下「市」という。）が発注する建設工事、業務委託及び製造の請負、物件の買入れ等（以下「工事等」という。）の契約について、一般競争入札参加有資格者名簿に登録された者（以下「入札参加資格者」という。）が別表第1及び別表第2に定める措置要件のいずれかに該当するときは、それぞれ別表第1及び別表第2に定めるところにより期間を定め、指名停止を行うものとする。
- 2 市長は、指名停止を受けた入札参加資格者を現に指名しているときは、その指名を取り消すものとする。

(下請負人及び共同企業体に関する指名停止)

- 第2条 市長は、前条第1項の規定により指名停止を行う場合において、当該指名停止について責めを負うべき下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人について、元請負人と同期間の指名停止を併せ行うものとする。
- 2 市長は、前条第1項の規定により共同企業体について指名停止を行うときは、当該共同企業体の構成員（明らかに当該指名停止について責めを負わないと認められる者を除く。）について、当該共同企業体と同期間の指名停止を併せ行うものとする。
- 3 市長は、前条第1項又は前2項の規定による指名停止に係る入札参加資格者を構成員に含む共同企業体について、当該指名停止と同期間の指名停止を行うものとする。

(指名停止の期間の特例)

- 第3条 入札参加資格者が一の事案により別表第1及び別表第2に定める措置要件の二以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の最も長い期間を適用する。
- 2 入札参加資格者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合における指名停止の期間は、それぞれ別表第1及び別表第2に定める期間の2倍の期間とする。ただし、通算して2年を限度とする。
- (1) 指名停止の期間中又は当該期間の満了後1箇年を経過するまでの間に、別表第1及び別表第2に定める措置要件に該当することとなったとき。
- (2) 別表第2第1号から第3号までの措置要件に係る指名停止の期間の満了後3箇年を経過するまでの間に、それぞれ同表第1号から第3号までの措置要件に該当することとなったとき（前号に掲げる場合を除く。）。
- 3 市長は、入札参加資格者について、情状酌量すべき特別の事由があるときは、別表第1及び別表第2並びに前2項の規定による指名停止の期間を当該適用期間の2分の1に短縮することができる。
- 4 市長は、入札参加資格者について極めて悪質な事由があるとき又は極めて重大な結果

を生じさせたときは、別表第1及び別表第2並びに第1項の規定による指名停止の期間を当該適用期間の2倍に延長することができる。ただし、通算して3年を限度とする。

- 5 市長は、指名停止の期間中の入札参加資格者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかになったときは、2分の1又は2倍に当該指名停止期間を変更することができる。ただし、通算して3年を限度とする。
- 6 市長は、指名停止の期間中の入札参加資格者が、当該事案について、責めを負わないことが明らかになったと認めるときは、指名停止を解除するものとする。

(独占禁止法違反等の不正行為に対する指名停止の期間の特例)

第4条 市長は第1条第1項の規定により情状に応じて別表各号に定めるところにより指名停止を行う際に、入札参加資格者等が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)違反等の不正行為により次の各号の一に該当する場合(第3条第2項、同条第4項及び同条第5項の規定に該当する場合を除く。)の指名停止の期間は、当該各号の規定により算出した期間とする。

- (1) 職員等が談合があると疑うに足りる事実を得た場合で、入札参加資格者等契約権限を有する者から、当該談合を行っていないとの誓約書が提出されたにもかかわらず、当該事案について、別表第2第2号(1)又は第3号のいずれかに該当したときは、当該措置要件に定める指名停止期間を2倍にして得た期間
- (2) 別表第2第2号に該当する入札参加者又はその使用人について、独占禁止法違反に係る確定判決若しくは確定した排除措置命令若しくは課徴金納付命令又は競売入札妨害若しくは談合に係る確定判決において、当該独占禁止法違反又は競売入札妨害若しくは談合の首謀者であることが明らかになったとき(前号の規定に該当する場合を除く。)は、当該措置要件に定める指名停止期間を2倍にして得た期間
- (3) 別表第2第2号に該当する入札参加者等について、独占禁止法第7条の3第1項の規定の適用があったとき(前二号の規定に該当する場合を除く。)は、当該措置要件に定める指名停止期間を2倍にして得た期間
- (4) 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律(平成14年法律第101号)第3条第4項に基づく市長による調査の結果、入札談合等関与行為があり又はあったことが明らかになった場合で、当該関与行為に関し、別表第2第2号に該当する入札参加資格者又はその使用人に悪質な事由(注12)があるとき(前号の規定に該当する場合を除く。)は、当該措置要件に定める指名停止期間に1月を加算して得た期間
- (5) 職員等又は他の公共団体等の職員が、競売入札妨害(刑法(明治40年法律第45号)第96条の6第1項に規定する罪をいう。以下同じ。)の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合で、当該職員の容疑に関し、別表第2第3号に該当する入札参加資格者又はその使用人に悪質な事由があるときは、当該措置要件

に定める指名停止期間に1月を加算して得た期間

- 2 市長は、別表第2第2号に該当する入札参加者等について、課徴金減免制度が適用され、その事実が公表されたときは、当該措置要件に定める指名停止期間を2分の1に短縮することができる。

(指名停止等の通知)

第5条 市長は、第1条第1項又は第2条第1項若しくは第3条各項の規定により指名停止を行い、第3条第5項の規定により指名停止の期間を変更し、又は同条第6項の規定により指名停止を解除したときは、当該入札参加資格者に対し通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により指名停止の通知をした場合において、必要に応じ当該事案の改善措置について報告を徴することができる。

(随意契約の相手方の制限)

第6条 市長は、指名停止の期間中の入札参加資格者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、この限りでない。

(下請等の禁止)

第7条 市長は、指名停止の期間中の入札参加資格者が市の契約に係る工事等を下請けし、若しくは受託することを承認してはならない。

(指名停止に至らない事由に対する措置)

第8条 市長は、指名停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、入札参加資格者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

(補則)

第9条 この基準に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

- 1 この基準は、平成4年4月1日から施行する。
- 2 入札参加者の指名停止基準は廃止する。ただし、入札参加排除又は指名停止の措置基準に該当する事由が平成4年3月31日以前に生じたものについては、なお従前の例による。

付 則

- 1 この基準は、平成6年10月1日から施行する。

- 2 改正前の川西市入札参加者指名停止基準（以下「旧基準」という。）に基づき指名停止を受けている入札参加資格者は、改正後の川西市入札参加資格者指名停止基準の規定にかかわらず、旧基準の定めるところによるものとする。

付 則

- 1 この基準は、平成8年4月1日から施行する。

付 則

- 1 この基準は、平成9年4月1日から施行する。

付 則

- 1 この基準は、平成12年4月1日から施行する。

付 則

- 1 この基準は、平成13年4月1日から施行する。

付 則

- 1 この基準は、平成14年11月1日から施行する。

付 則

- 1 この基準は、平成17年4月1日から施行する。

付 則

- 1 この基準は、平成18年4月1日から施行する。

付 則

（施行期日）

- 1 この基準は、平成19年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正前の川西市入札参加者指名停止基準（以下「旧基準」という。）に基づき指名停止を受けている入札参加資格者は、改正後の川西市入札参加資格者指名停止基準の規定にかかわらず、旧基準の定めるところによるものとする。
- 3 改正後の別表第2第2号の規定は、施行日以後、新たな事案に係る排除措置命令等から適用し、施行日までに勧告等があった事案に係る指名停止措置については、なお従前の基準を適用する。

付 則

- 1 この基準は、平成20年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

- 1 この基準は、平成22年6月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の第3条第2項、同条第4項、同条第5項及び第4条第1項の規定は、施行日以後に行われた行為について適用し、施行日までに行われた行為については、なお従前の基準を適用する。

付 則

(施行期日)

- 1 この基準は、平成22年9月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の第1第2号、同表第4号及び第5号並びに別表第2第3号、同表第6号、同表第7号、同表第8号及び第10号の規定は、施行日以後に行われた行為について適用し、施行日までに行われた行為については、なお従前の基準を適用する。

付 則

(施行期日)

- 1 この基準は、平成27年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第100号。以下「改正独占禁止法」という。）の施行の日前の独占禁止法違反について、改正独占禁止法附則第2条の規定により審判手続が開始された事案であって、この基準の施行の日以後に審決されたものに係る指名停止については、なお従前の基準を適用する。

付 則

(施行期日)

- 1 この基準は、平成27年5月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

- 1 この基準は、平成28年4月1日から施行する。

付 則
(施行期日)

- 1 この基準は、令和2年12月25日から施行する。